

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

11月は「児童虐待防止推進月間」

児童虐待の防止は、児童相談所や市などの公的機関だけで行うものではありません。皆さん一人ひとりが、地域に住む子どもや保護者などを気かけ、意識することによって、子どもを虐待から守る社会をつくることができます。

「虐待かも」と思ったら、まずはお電話を

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）は、24時間通告・相談ができる全国共通の電話番号です。「189」にかけると近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うこともでき、その内容に関する秘密は守られます。また、通告・相談は子ども発達支援センターでも対応しています。

11月12日～25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」週間

「女性に対する暴力をなくす運動」とは？

毎年11月12日～25日の2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」週間とし、地方公共団体や女性団体などが連携・協力して、女性の人権の尊重のための啓発や、女性に対する暴力に関する取り組みを一層強化します。

ひとりでは悩まず、まずはご相談を

子ども発達支援センターでは、女性が抱えるさまざまな悩みや、配偶者などからの暴力・暴言で悩んでいる方の相談に対応しています。

「虐待かも？」のサインの一例

【子どもの場合】

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- ・不自然な傷や打撲の跡がある
- ・衣類や体がいつも汚れている
- ・落ち着きがなく乱暴である
- ・表情がない、活気がない
- ・夜遅くまで一人で家の外にいる

【保護者の場合】

- ・地域などと交流が少なく孤立している
- ・小さい子どもを家に置いたまま外出している
- ・子育てに関して拒否的・無関心である
- ・強い不安や悩みを抱えている
- ・子どものケガについて不自然な説明をする

また、DV（※）に関する相談は、配偶者暴力相談支援センターでも対応しています。全国共通短縮ダイヤル「#8000」も新たに開設しました。

早めの相談が問題解決の第一歩です。一人で悩まず、ご相談ください。

※DV（ドメスティックバイオレンス）とは

配偶者や恋人など親密な関係がある人から振るわれる暴力で、身体的暴力や性的暴力、精神的暴力、経済的暴力などがあります。

児童虐待とDVの関係

DVがある家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります。子ども自身が直接暴力を受けていなくても、子どもの見る前で暴力を振るうこと（面前DV）は、子どもへの心理的虐待になります。その他、加害者が被害者の悪口を子どもに言い続けることで、子どもが被害者を軽んじるようになり、被害者と子どもの関係が壊れてしまうなど、DVは子どものこころやからだにさまざまな影響を与えます。

DVと虐待は、どちらも家庭内で行われる暴力です。DVを防止することは、児童虐待の防止にもつながります。



オレンジリボンとさるぼぼ

児童虐待に関する連絡先・相談窓口

- ・児童相談所全国共通ダイヤル ☎189
- ・子ども発達支援センター ☎35-3179
(夜間・休日は市役所☎32-3333)

DVなどの女性相談に関する連絡先・相談窓口

- ・配偶者暴力相談支援センター「DV相談ナビ」 ☎0570-0-55210
- ・DV相談全国共通短縮ダイヤル ☎#8000
- ・市子ども発達支援センター ☎35-3179(夜間・休日は市役所☎32-3333)

ひとり親世帯臨時給付金のご案内

- 【基本給付】 1世帯5万円
第2子以降3万円/人
- 【追加給付】 1世帯5万円

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、臨時特別給付金を支給します。



※詳しくはお問い合わせください。
問合せ 子育て支援課 ☎35-3140

子どもの行動には意味がある

子育てワンポイントアドバイス

子どもの行動一つ一つに、その子なりの理由があります。

イライラする行動に出会ったときは、その行動に込められたメッセージや意味を考えてみましょう。子どもとの関わり方が見え、大人も楽になります。

例えば……

泣く(おなかがすいたり、痛い、眠いなど) 小さな子どもは言葉で伝えることができないので、泣いて訴える(泣くの止めようとするのではなく、「どうしたの?」「おなかがすいたの?」など、子どもの気持ちを代弁。自分の思いが伝わったと分かる)、子どもは安心できます。